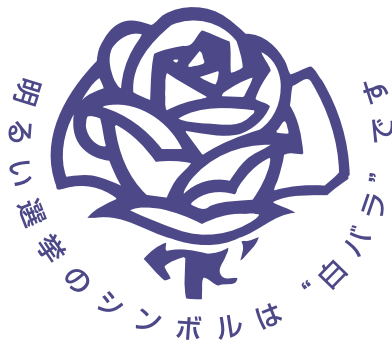


明るい選挙

平成 23 年 3 月 (No.23)

発行 小郡市明るい選挙推進協議会
(小郡市選挙管理委員会内)



ルールを守って明るい選挙

選挙運動の期間

選挙運動は、原則として立候補の届出が受理された時から投票日の前日までの間しか行うことができません。(4月の県知事選挙では3月24日から4月9日まで、県議会議員選挙では4月1日から4月9日まで)

立候補届出前のすべての選挙運動は「事前運動」として禁止されています。

してはいけない選挙運動

●飲食物の提供の禁止

選挙運動に関して飲食物を提供することは、原則としてできません。また飲食物(酒等)を陣中見舞いなどといって選挙事務所に差し入れすることもできません。

●戸別訪問の禁止

選挙人の家(会社、工場等も含む)を訪ねて、投票を依頼したり、投票を得させないように依頼することは、戸別訪問として禁止されています。

また、選挙運動のため、演説会や演説があることを戸別に告知することなども戸別訪問として禁止されます。

『3ない運動』

政治家は有権者に寄附を
贈らない！

有権者は政治家に寄附を
求めない！

政治家から有権者への寄附は
受け取らない！

県議会議員選挙(小郡市・三井郡選挙区)立候補予定者説明会

立候補予定者への立候補届出手続き等の説明会が開催されます。

◆日 時：3月14日(月)／午後1時30分～

◆場 所： 福岡県庁 3階 講堂

◆問い合わせ先： 福岡市博多区東公園7-7

福岡県選挙管理委員会

☎ 092-643-3077



福岡県知事・県議会議員一般選挙

4月10日(日)／午前7時～午後8時

期日前投票

投票日当日に仕事や投票区外へ外出する用事がある人などは「期日前投票」ができます。



- ◆期 間 ○県知事選挙 3月25日(金)～4月9日(土)
 ○県議会議員選挙 4月 2日(土)～4月9日(土)

※両方を1度に投票される場合は、4月2日から4月9日の間においでください。

- ◆時 間 午前8時30分～午後8時

- ◆場 所 小郡市役所 北別館1階 中会議室

- ◆持参するもの 投票所入場券(入場券が届いていない場合は 運転免許証、健康保険証など本人を確認できるもの)

不在者投票

◆指定病院、施設などにおける不在者投票

都道府県選挙管理委員会が指定する病院や老人ホームなどの施設に入院または入所している人で、不在者投票事由に該当する人は、それぞれの施設の管理者に申し出て施設で投票することができます。

◆滞在地における不在者投票

投票日当日または期日前投票期間中に出張や旅行などで投票できない場合は、その滞在先の選挙管理委員会では不在者投票ができます。事前に市選挙管理委員会へお問い合わせください。

◆郵便等による不在者投票

郵便等投票ができる人は、「身体障害者手帳」か「戦傷病者手帳」または「介護保険被保険者証」の交付を受けていて障害等の程度が次のとおりの人です。なお、郵便等投票をするためには郵便等投票証明書が必要です。該当すると思われる人は、早めに市選挙管理委員会へお問い合わせください。

① 身体障害者

障 害	1級	2級	3級
両下肢、体幹、移動機能	○	○	—
心臓、じん臓、呼吸器、 ぼうこう、直腸、小腸	○	—	○
免疫、肝臓	○	○	○

② 戦傷病者

障 害	特別 項症	第1 項症	第2 項症	第3 項症
両下肢、体幹	○	○	○	—
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、 直腸、小腸、肝臓	○	○	○	○

○印の該当者が郵便等投票対象者です。

③ 介護保険法の要介護者…要介護状態区分が「要介護5」の人

《郵便等投票の代理記載》 郵便等投票証明書をお持ちの人で、自分で投票用紙に記載できない人(身体障害者手帳の上肢または視覚障害が1級、戦傷病者手帳の上肢または視覚障害が特別項症から第2項症までの人)は代理人(あらかじめ市選挙管理委員会に届け出た人)に記載させることができます。

◎選挙に関する問い合わせ先 市選挙管理委員会 ☎ 72-2111 内線 622